

(旧福邦銀行) 積立定期預金規定集

(旧福邦銀行) 積立定期預金【目的型】【自由設定型】規定

(旧福邦銀行) 積立定期預金【目的型】規定

1. (預入れ方法等)

- (1) この預金は、1年以上5年までの期間内で満期日を指定し、通帳記載の満期日の1か月前（通帳記載の預入期限）まで自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1口5千円以上とします。
- (3) この預金は口座振替によるほか、現金、小切手その他の証券類により、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも任意の預入れができます。任意の預入れの場合は必ず通帳を持参してください。

2. (口座振替による預入れ)

- (1) 口座振替による預入れの場合は、あらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引き落とし方法等は、口座振替依頼書に記載の通りとします。
- (2) 口座振替に際して、振替指定口座の残高（総合口座の場合は普通預金残高）が振替金額に満たないとき（総合口座の場合は貸越金が発生または増加するとき）は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。ただし、あらかじめ貸越による積立を希望する旨の申込を行った場合は、総合口座の貸越限度額の範囲内で口座振替を行います。
- (3) 振替日、振替金額等を変更する場合およびこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当行所定の方法により届け出てください。

3. (預入れ預金の取扱い)

- (1) この預金への預入れは、預入れのつど預入日から満期日までの期間に応じて次のとおり取扱います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が3年未満の場合
預入日から満期日までの（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。
 - ② 預入日から満期日までの期間が3年以上の場合
預入日から満期日までの（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）複利型としてお預りします。
- (2) 前項②の定期預金について中間利息が支払われる場合、中間利息は前項に従い預入れるものとします。

4. (利息)

（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）および（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）複利型の利息について本規定に定めのない事項については、各々の定期預金規定に従って取扱います。

5. (解約)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店または本支店に提出してください。

6. (総合口座契約が設定されている場合の取扱い)

この預金を総合口座取引の定期預金として利用する場合は、福銀総合口座取引規定および次の各号により取扱います。

- ① 積立定期預金通帳には、総合口座の定期預金・担保明細を記載します。
- ② 積立定期預金通帳記載の定期預金を担保とする当座貸越のお取引は、別にお渡しした「総合口座通帳」の普通預金通帳（兼お借入明細）に記載します。
- ③ 福銀総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、積立定期預金通帳を含むものとします。
- ④ 普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、当該総合口座取引の定期預金・担保明細を記載している積立定期預金通帳も持参してください。

7. (規定の準用)

この預金に関して本規定に定めのない事項については、預金等共通規定および（旧福邦銀行）定期預金共通規定の定めを準用し、異なる定めがある場合は、本規定の定めが優先して適用されます。

以 上

〔旧福邦銀行〕積立定期預金【自由設定型】規定

1. (預入れ方法等)

- (1) この預金の預入れは1口5千円以上とします。
- (2) この預金は口座振替によるほか、現金、小切手その他の証券類により、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも任意の預入れができます。任意預入れの場合は必ず通帳を持参してください。

2. (口座振替による預入れ)

- (1) 口座振替による預入れの場合は、あらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引き落とし方法等は、口座振替依頼書に記載の通りとします。
- (2) 口座振替に際して、振替指定口座の残高（総合口座の場合は普通預金残高）が振替金額に満たないとき（総合口座の場合は貸越金が発生または増加するとき）は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。ただし、あらかじめ貸越による積立を希望する旨の申込を行った場合は、総合口座の貸越限度額範囲内で口座振替を行います。
- (3) 振替日、振替金額等を変更する場合およびこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当行所定の方法により届け出てください。

3. (預入れ預金の取扱い、おまとめ等)

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの（旧福邦銀行）期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) （旧福邦銀行）期日指定定期預金は、預入日から2年を経過後に最初に到来するおまとめ日（口座開設時に指定された毎年一定の月日）を満期日とします。
- (3) おまとめ日において預入日からの期間が2年を超える（旧福邦銀行）期日指定定期預金は、その元利金をとりまとめ、1口の（旧福邦銀行）期日指定定期預金に自動的に継続します。なお、利率はおまとめ日当日の当行所定の利率とします。

- (4) 継続された預金についても前項同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

4. (支払いの時期、利息の取扱い等)

この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日以後に支払うものとし、満期日および利息の取扱い等について本規定に定めのない事項については、(旧福邦銀行) 期日指定定期預金規定に従うものとします。

5. (解約)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店または本支店に提出してください。

6. (総合口座契約が設定されている場合の取扱い)

- (1) この預金を総合口座取引の定期預金として利用する場合は、福銀総合口座取引規定および次の各号により取扱います。
 - ① 積立定期預金通帳には、総合口座の定期預金・担保明細を記載します。
 - ② 積立定期預金通帳記載の定期預金を担保とする当座貸越のお取引は、別にお渡しした「総合口座通帳」の普通預金通帳（兼お借入明細）に記載します。
 - ③ 福銀総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、積立定期預金通帳を含むものとします。
 - ④ 普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、当該総合口座取引の定期預金・担保明細を記載している積立定期預金通帳も持参してください。
- (2) 継続前の定期預金が総合口座取引における貸越金の担保となっている場合も、前記3の方法により継続を行うものとし、継続後の定期預金は引続き貸越金の担保となるものとします。

7. (規定の準用)

この預金に関して本規定に定めのない事項については、預金等共通規定・(旧福邦銀行) 定期預金共通規定の定めを準用し、異なる定めがある場合は、本特約の定めが優先して適用されます。

以 上

(旧福邦銀行) 積立式定期預金【わくわく】規定

※新規取扱中止

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回5千円以上とします。
- (2) この預金は、口座振替のほか、現金、小切手、その他の証券類により、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。この場合は必ず通帳を持参してください。

2. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (口座振替による預入れ)

- (1) 口座振替による預入れの場合は、あらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引き落とし方法などは、口座振替依頼書に記載のとおりとします。
- (2) 振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

4. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金への預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定を受けた課税区分、型区分により次のとおり取扱いします。

(1) 個人用の適用口座

① 自由型の場合

- A. この預金口座を開設するときに、満期日とすべき毎年の一定の月および日（以下「おまとめ日」という。）を指定していただきます。おまとめ日の指定がない場合には、初回預入日後1年ごとの初回預入日の応当日をおまとめ日とします。
- B. この預金は、その預入日から2年を経過後に最初に到来するおまとめ日をもって満期日に指定されたものとする（旧福邦銀行）期日指定定期預金としてお預りします。
- C. おまとめ日において預入日からの期間が2年を超える（旧福邦銀行）期日指定定期預金は、その元利金の合計額をとりまとめ、前項Bと同様の取扱いにより1口の（旧福邦銀行）期日指定定期預金に自動的に継続します。この場合、継続日が同一日となる（旧福邦銀行）期日指定定期預金については、これを合算した金額をもって1口の（旧福邦銀行）期日指定定期預金とします。継続された預金についても、以後同様とします。
- D. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- E. （旧福邦銀行）期日指定定期預金の満期日は、預入日から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1か月经過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

② 目的型（年金、一時金受取型）の場合

- A. 初回預入日から通帳記載の満期日（目標日）（以下「年金元金計算日」という。）の前日までの期間において次のとおり取扱います。なお、満期日は、受取周期により受取開始日の3か月（または6か月、12か月）前の応当日とします。また、最終預入日から受取開始日までの期間は、受取周期により6か月以上（ただし、受取周期が6か月ごとの場合は9か月以上、12か月ごとの場合は1年3か月以上）据置くものとし、最終預入日以降の預入れはできません。
- (a) 年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「おまとめ日」とします。
- (b) 預入れ（後記(c)に規定する継続を含みます。）のつど、各別の定期預金とします。
- イ. 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が1年以上の場合

・・・「(旧福邦銀行) 期日指定定期預金」

ロ. 預入日(または継続日)から年金元金計算日までの期間が1年未満の場合

・・・「年金元金計算日を満期日とする(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)」

(c) おまとめ日において預入日からの期間が2年を超える(旧福邦銀行)期日指定定期預金は、その元利金の合計額をとりまとめ、前記(b)と同様の取扱いにより1口の(旧福邦銀行)期日指定定期預金に自動的に継続します。この場合、継続日が同一日となる(旧福邦銀行)期日指定定期預金については、これを合算した金額をもって1口の(旧福邦銀行)期日指定定期預金とします。継続された預金についても、以後同様とします。

B. この預金は、年金元金計算日に次により分割し、受取開始日以降1年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。

この場合、すべての(旧福邦銀行)期日指定定期預金は、年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元金と(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)の元金との合計額を「年金計算基本額」とします。なお、年金計算基本額の一部に相当する金額(以下「一時金」という。)の払戻請求の申し出がある場合は、一時金を差し引いた残額を年金計算基本額とします。一時金は、あらかじめご指定の受取指定口座(以下「受取口座」といいます。)へ入金する方法で支払います。

(a) 年金計算基本額を通帳記載の受取回数で除した金額(100円単位とし、100円未満端数があるときは後記(c)により取扱います。)を受取口座へ入金する方法で支払います。

(b) 前記(a)により算出された金額を元金として年金元金計算日から通帳記載の受取周期により、3か月(または6か月、12か月)ごとの応当日を満期日とする(旧福邦銀行)期日指定定期預金または(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」という。)を受取周期が3か月ごとの場合は12口、6か月ごとの場合は6口、12か月ごとの場合は3口(ただし、受取回数が各々12回、6回および3回未満のときは、その回数)作成し、この預金に組入れます。

(c) 年金計算基本額から前記(b)により作成された定期預金(満期支払口)の元金合計額を差し引いてなお残額があるときは、この残額を次により取扱います。

イ. 受取回数が12回(ただし、受取周期が6か月ごとの場合は6回、12か月ごとの場合は3回)以下の場合、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)の元金に追加します。

ロ. 受取回数が12回(ただし、受取周期が6か月ごとの場合は6回、12か月ごとの場合は3回)を超える場合は、この残額を元金として1口の(旧福邦銀行)期日指定定期預金(以下「定期預金(継続口)」という。)を作成します。

C. 定期預金(継続口)は、満期日に前項Bに準じて取扱い、以後も同様とします。この場合、前項Bに「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「通帳記載の受取回数」とあるのは「通帳記載の受取回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとします。

D. 前項Cにより作成された定期預金(継続口)の満期日が到来した場合も前項Cにより取扱うものとし、以後も同様とします。

E. 通帳記載の最終受取日以後、この預金口座の残高はありませんので通帳は無効となります。

F. この預金に受入れた（旧福邦銀行）期日指定定期預金の満期日を変更するときは、前記①Eの規定によります。

③ 目的型（一括受取型）の場合

初回預入日から通帳記載の満期日（目標日）の前日までは、前記②Aと同様に取扱います。この場合、前記②Aに「年金元金計算日」とあるのは「満期日」と読み替えるものとします。なお、この預金は満期日の3か月前まで預入れできるものとし、満期日までに受入れた（旧福邦銀行）期日指定定期預金は、前記②Aと同様に取扱います。この預金は、満期日以後に支払います。

(2) 法人用の適用口座

① 自由型の場合

- A. 預入れ（継続を含みます。）のつど各別の預入期間2年の（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）とします。
- B. この預金は、満期日（または継続日）に元利金の合計額をもって預入期間2年の（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても、以後同様とします。
- C. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

② 目的型（年金、一時金受取型）の場合

A. 初回預入日から通帳記載の満期日（目標日）（以下「年金元金計算日」という。）の前日までの期間の取扱いについては、この期間の預入れ（継続を含みます。）のつど次の各別の（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）とするほかは前記（1）②と同様に取扱います。

(a) 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が2年3か月以上の場合

・・・「預入期間2年の（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）」

(b) 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が2年超2年3か月未満の場合

・・・「預入期間1年の（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）」

(c) 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が2年以下の場合

・・・「年金元金計算日を満期日とする（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）」

B. 年金元金計算日の取扱いについては、定期預金（満期支払口）を次の各別の（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）とするほかは前記（1）②Bと同様に取扱います。

(a) 年金元金計算日から通帳記載の受取周期により、3か月（または6か月、12か月）ごとの応当日を満期日とする（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）（以下これらを「定期預金（満期支払口）」という。）を受取周期が3か月ごとの場合は8口、6か月ごとの場合は4口、12か月ごとの場合は2口（ただし、受取回数が各々8回、4回および2回未満のときは、その回数）作成し、この預金に組入れます。

(b) 年金計算基本額から前記（a）により作成された定期預金（満期支払口）の元金合計額を差し引いてなお残額があるときは、この残額を次により取扱います。

イ. 受取回数が8回（ただし、受取周期が6か月ごとの場合は4回、12か月ごとの場合は2回）以下の場合、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）の元金に追加します。

ロ. 受取回数が8回（ただし、受取周期が6か月ごとの場合は4回、12か月ごとの場合

は2回)を超える場合は、この残額を元金として1口の預入期間2年の(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)(以下「定期預金(継続口)」という。)を作成します。

(c) 定期預金(満期支払口)は、それぞれの満期日に元利合計額を受取口座へ入金する方法で支払います。

(d) 定期預金(継続口)の取扱いは、前記(1)②C、Dと同様とします。

C. 通帳記載の最終受取日以後、この預金口座の残高はありませんので通帳は無効となります。

③ 目的型(一括受取型)の場合

初回預入日から通帳記載の満期日(目標日)の前日までは、前記(2)②Aと同様に取扱います。この場合、前記(2)②Aに「年金元金計算日」とあるのは「満期日」と読み替えるものとします。なお、この預金は満期日の3か月前まで預入れできるものとし、満期日までに受入れた(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)は、前記(2)②Aと同様に取扱います。この預金は、満期日以後に支払います。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算し満期日に元金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が(旧福邦銀行)期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

② 預入金額ごとの預金が(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の利率によって計算します。ただし、預入期間2年の(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)の利息の支払は次によります。

A. 預入日の1年後の応当日(以下「中間払日」という。)に、その預入期間2年の(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)の預入日(または継続日)現在における当行所定の利率に70%を乗じた利率(ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)による中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として支払います。

B. 中間払利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は満期日に支払います。

③ 前①、②の利率は、当行所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2) この預金の利息は、満期日に元金に組入れて継続します。ただし、預入期間2年の(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息については、次のとおり取扱います。

① 中間払利息は、中間払日にこの預入期間2年の(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年の(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」という。)とし、その利率は、中間払日における当行所定の利率を適用します。

② 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して預入期間2

年の（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）に継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（預入期間2年の（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）の中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が（旧福邦銀行）期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

② 預入金額ごとの預金が（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のBの利率により計算した利息額との差額を清算します。

- | | |
|--------------|---|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上2年未満 | 預入日から解約日まで、（旧福邦銀行）自由金利型定期預金（M型）に預入した場合に適用する預入日における当行所定の利率×70% |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金を解約（各別の定期預金を解約する場合および（旧福邦銀行）期日指定定期預金の場合の一部解約を含む。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。ただし、目的型（年金、一時金受取型）については受取開始日以後の書替継続はできません。

(2) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口ごとに順次解約いたします。この場合、解約する順序は特に指定のない限り、次により取扱います。

① 個人用の適用口座の場合・・・預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。

② 法人用の適用口座の場合・・・預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日までの日数が少ないものからとします。

7. (非課税限度超過時の取扱い)

- (1) この預金口座について、老人等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で次のいずれかに該当するときは、通知することなく新たに口座（以下「別口座（課税口）」という。）を自動的に開設のうえ（すでに別口座（課税口）が開設されている場合は当該口座に）その振替金額または利息額を入金します。
前記5.（2）の規定により、利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- (2) 別口座（課税口）についても、この規定は適用されるものとし、この預金口座の届出印鑑を兼用するものとします。
- (3) 前項（1）の規定にかかわらず、年金受取期間中に非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、利息を受取口座へ入金します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記5. の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の印鑑は、この預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

12. (預金保険制度の対象について)

この預金は預金保険制度の対象となります。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序・方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して（または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳あるいは預金証書とともに）直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、先ず預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号による充当の指定のない場合には、当行の指定する順序・方法により充当いたします。
 - ③ 第①号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充当の順序・方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算等については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については、当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別途定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 4. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

以 上

(旧福邦銀行) 積立定期預金規定

1. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、証書面記載の満期日の1か月前まで、契約金額の預入れができます。
- (2) この預金の預入れは毎月の積立額および増額分積立額を一定額とします。預入れのときは必ず証書を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入現在におけるその期間に応じた当行所定の(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。

ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定めその計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上3年未満 預入日から解約日まで、(旧福邦銀行)自由金利型定期預金(M型)に預入した場合に適用する預入日における当行所定の利率×70%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (解約)

この預金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

6. (口座の閉鎖)

通帳取引に関し、前月末口座残高0円の期間が6ヶ月経過後の1. 4. 7. 10月の第2日曜日に、当該通帳の預金口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

以 上